# 様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立長寿医療研究センターの役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

- 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
  - ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

平成22年度は独法初年度であり、平成22年度厚生労働省独立行政法人委員会の評価結果を勘案し、平成23年度に反映させる。

# ② 役員報酬基準の改定内容

#### 2 役員の報酬等の支給状況

/几 夕	平成22年度年間	報酬等の総	額		就任•退任	壬の状況	<del>7</del> 5 11/1/2
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	前職
法人の長	<sup>千円</sup> 19,306	千円 12,729	千円 4,561	<sup>千円</sup> 107 (通勤手当) 1,909 (地域手当)			
A理事	千円 15,081	<sup>千円</sup> 9,376	千円 3,597	千円       281       420       (運動手当)       1,406       (地域手当)	H22.4.1		
B理事	千円 14,173	<sub>千円</sub> 9,376	千円 2,835	千円 136 (通勤手当) 420 <sup>(単身赴任手当)</sup> 1,406 <sup>(地域手当)</sup>	H22.4.1		
C理事 (非常勤)	千円 1,380	千円 1,380	千円 0	1円 0 ( )	H22.4.1		
A監事 (非常勤)	千円 1,560	千円 1,560	手円 0	<sup>千円</sup> 0 (  )	H22.4.1		
B監事 (非常勤)	<sub>千円</sub> 1,380	千円 1,380	手円 0	1円 0 ( )	H22.4.1		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

「地域手当」とは、民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘	要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし		
理事A	千円	年	月			該当者なし		
理事B	千円	年	月			該当者なし		
理事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし		
理事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし		
監事A	千円	年	月			該当者なし		
監事B	千円	年	月			該当者なし		
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし		
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし		

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
  - ①人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画を達成するため、適正な人員配置に努めるとともに業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図り、国家公務員の給与水準や社会一般の情勢等を考慮して給与水準の見直しを行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方 「職員の給与水準は、国家公務員の給与水準や社会一般の情勢等を考慮して決定する。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (中央省庁等改革基本法第38条第1項第6号の規定等に基づき、職員の業績を給与に反映) している。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

	一人、大学の行列を
給与種目	制度の内容
賞与:業績年俸	室長以上の研究職、医長以上の医師について、前年度の業績を考慮の上、 80/100から120/100の範囲内で定める割合を前年度の業績年俸に乗じた額を支 給
賞与:業績手当 (業績反映部分)	常勤職員(年俸制職員を除く)について、業績に応じて定める割合を算定基礎 額に乗じた額を支給
賞与:業績手当 (年度末賞与)	当該年度の医業収支が特に良好な場合に、業績に応じて定める割合を算定基礎額に乗じた額を支給
基本給:昇給	常勤職員の勤務成績に応じて、5段階の昇給を行う。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

○基本給月額及び賞与の引き下げ「H22.12.1]

国の人事院勧告を踏まえ、基本給月額(平均0.19%)及び賞与(0.2月分)の引き下げを 行った。

# 2 職員給与の支給状況

# ① 職種別支給状況

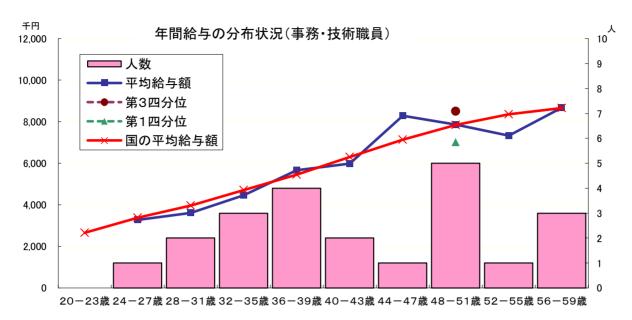
区分	人員	平均年齢		きょ 記令出		
		こうこう	総額	うち所定内	- 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	うち賞与
	人	歳	千円	千円	うち通勤手当 千円	千円
常勤職員	225	39.9	5,830	4,530	93	1,300
	人	歳	<b>千</b> 円	<b>1,000</b> 千円		千円
事務•技術	22	43.3	6,459	4,951	121	1,508
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	14	39.7	12,914	10,715	132	2,199
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	132	39.0	5,214	4,017	55	1,197
技能職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(看護補助者等)	11	44.1	4,866 千円	3,686 千円	50 千円	1,180 千円
医療職種 (医療技術職)	人 44	歳 39.4	5,332	4,091	192	1,241
	人	39.4 歳	5,332	4,091 千円		1,241
福祉職種 (児童指導員等)	2	***	113	113	113	113
()324,47(47)						
常勤職員(年俸制)	人 FC	歳 51.0	千円 19 497	千円 10.721		千円 9.70C
	56	51.0 歳	13,437 千円	10,731 千円	134	2,706 千円
副院長等 (副院長·部長·医長)	人 27	<sub>威</sub> 51.5	16,255	13,339	165	2,916
副所長等	<u></u> 人	歳	千円	千円		<b>4</b>
(副所長・部長・室長)	29	50.5	10,814	8,303	105	2,511
	人	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人	府义	117	117	1 17	117
任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
工列 17 概页 (平序间)	9	43.1	8,008	6,221	89	1,787
研究職種	人 9	歳 49.1	千円	千円 C 221		千円 1 797
	9	43.1	8,008	6,221	89	1,787
		歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	4	63.0	3,980	3,425	92	555
医床贮纸	人	歳	5,500 千円	5,125 千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	4	63.0	3,980	3,425	92	555
	-	00.0	0,000	0,120	02	000
11. 冶 共 11. 12	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員						
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
F17 1X [I]		14		مر		v-
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
per printip ext		歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	X	/15.0	113	111	111	111
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)						
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(高等専門学校教員)						
	人	歳	千円	千円	千円	千円
		, c	مدر مر			
	人	歳	千円	千円	千円	千円
		m =	D #46 D 3: #4 3			

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:福祉職種における該当者が2名のため、当該個人を特定されるおそれがあり、「年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員/医療職員(病院医師)/医療職員(病院看護師)/教育職員(高等専門学校教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

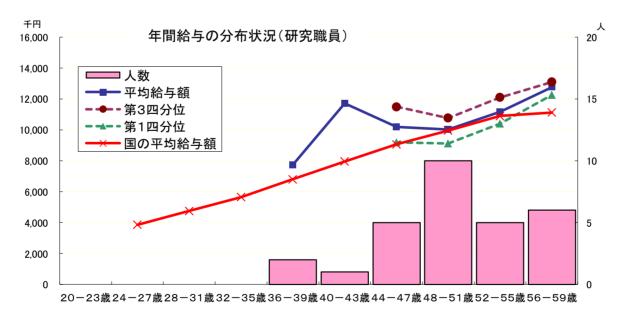


注:該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線グラフは表示していない。

#### (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
力和状況をかりクループ	八貝	十均十m	第1分位	干均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長・室長	4	54.0		8,856	
係長	8	40.4	5,536	5,723	5,873

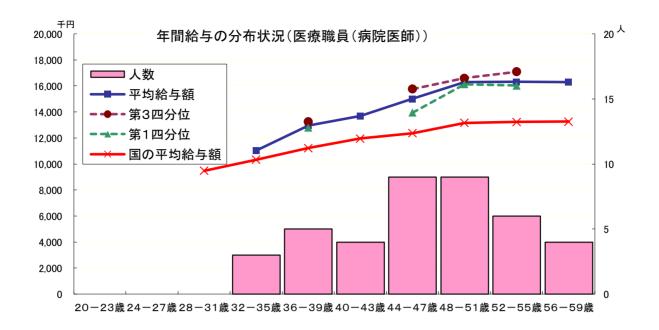
注:課長は4人以下のため、第1・第3四分位を記載していない。



注:該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線グラフは表示していない。

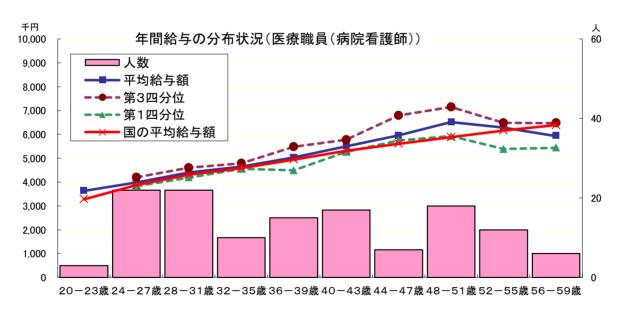
#### (研究職員)

八七小	<b></b> 犬況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
27/11/1	人心を小りクルーク	八貝	十均十断	第1分位	平均	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
	研究部長	29	50.5	9,334	10,709	12,076



注:該当者が4人以下の年齢階層については、第1·第3四分位の折れ線グラフは表示していない。 (医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
	/ • / •	1 3 1 11	第1分位	, ,	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	26	51.1	15,664	16,096	16,600
医師	14	39.7	12,453	12,782	13,601



注:該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線グラフは表示していない。

# (医療職員(病院看護師))

八七年四十二十万元。マ	l B	亚拉左脸	四分位	₩.	四分位
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	第1分位	平均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護師長	10	50.3	7,062	7,232	7,533
看護師	104	36.7	4,185	4,827	5,478

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員/研究職員/医療職員(病院医師)/ 医療職員(病院看護師)/教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分	<u></u>	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		一般職員	係長	専門職	課長 室長	課長
人員		人 5	人 9	人 2	人 4	人 2
(割合)		(22.7%)	(40.9%)	(9.1%)	(18.2%)	(9.1%)
年齢(最 高~最低)		歳 35 ~ 26	歳 50 ~ 33	歳	歳 58 ~ 46	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 3,670 ~ 2,513	千円 5,295 ~ 3,148	千円	千円 6,795 ~ 6,315	千円
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 4,796 ~ 3,273	千円 7,008 ~ 4,174	千円	千円 8,965 ~ 8,270	千円

注:3級及び5級における該当者が2名のため、当該個人を特定されるおそれがあり、「年齢」以下の事項については記載していない。

# (研究職員)

区分	計	1級	2級	3級
標準的 な職位		室長 主任研究員	部長	副所長 センター長
人員 (割合)	29	人 14 (48.3%)	人 14 (48.3%)	人 1 (3.4%)
年齢(最高~最低)		歳 54 ~ 36	歳 58 ~ 40	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 8,643 ~ 5,642	千円 9,911 ~ 7,097	千円
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 10,761 ~ 7,358	千円 13,096 ~ 9,633	千円

注:3級における該当者が1名のため、当該個人を特定されるおそれがあり、「年齢」以下の事項については記載していない。 注:上記研究職員には年俸制が適用されている。

# (病院医師)

区分		-	1級	2級
標準的 な職位		一般医師	医長 室長	副院長 部長
人員 (割合)	41	人 14 (34.1%)	人 20 (48.8%)	人 7 (17.1%)
年齢(最 高~最低)		歳 47 ~ 32	歳 56 ~ 42	歳 63 ~ 51
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 11,453 ~ 8,965	千円 13,906 ~ 12,132	千円 13,747 ~ 11,918
年間給与額(最高~ 最低)		千円 13,956 ~ 10,625	千円 16,767 ~ 14,772	千円 17,402 ~ 15,924

注:一般医師においては、級を設けていない。 注:1級・2級に該当する職員には年俸制が適用されている。

# (病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員	132	人 5 (3.8%)	人 104 (78.8%)	人 10 (7.6%)	人 10 (7.6%)	人 2 (1.5%)	人 1 (0.8%)
年齢(最		(3.8% <i>)</i> 歳 57	表 59	(7.0%) 歳 51	歳 56	(1.5%)	(0.8%) 歳
高~最低)		~ 53 千円	~ 22 千円	~ 30 手用	~ 42 千円	千円	千円
所定内給 与年額(最 高~最低)		4,361 ~	4,966 ~	4,623 ~	5,831 ~	TH	TH
年間給与		3,801 千円 5,695	2,750 千円 6,482	3,808 千円 6,147	5,005 千円 7,590	千円	千円
額(最高~ 最低)		5,095 ~ 5,077	$0,482$ $\sim$ $3,542$	$0,147$ $\sim$ $4,986$	$7,590$ $\sim$ $6,525$		

注:5級・6級における該当者が2名以下のため、当該個人を特定されるおそれがあり、「年齢」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/研究職員/医療職員(病院医師)/医療職員(病院看護師)/教育職員(高等専門学校教員))

事務•技術職員

事務•技術職員						
	区分			冬季(12月)	計	
	∠tı	+ ^^ // (#11-1-1-1-1//)	%	%	%	
	一律	支給分(期末相当)	54.0	56.3	55.2	
管理			%	%	%	
職員	査定3 (平均	え給分(勤勉相当) )	46.0	43.7	44.8	
			%	%	%	
		最高~最低	46.8~44.9	48.1~40.8	47.2~42.9	
	/dts	+ 40, 11, (+11, +1-1, 1/1)	%	%	%	
	一律	支給分(期末相当)	62.9	67.5	65.2	
一般			%	%	%	
職員	查定支給分(勤勉相当) (平均)		37.1	32.5	34.8	
			%	%	%	
		最高~最低	38.1~35.7	33.8~31.0	36.0~33.3	

研究職員

ツリノ山地戸	`			
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
管理		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	100.0	100.0	100.0
		%	%	%
	最高~最低	100.0	100.0	100.0
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
一般 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		%	%	%
	最高~最低			

病院医師

例先 医即						
	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
	一律	支給分(期末相当)	%	%	%	
管理			%	%	%	
職員	査定3 (平均	え給分(勤勉相当) )	100.0	100	100.0	
			%	%	%	
		最高~最低	100.0	100.0	100.0	
		支給分(期末相当)	%	%	%	
	1半,	文和刀(朔木和目)	62.7	61.9	62.3	
一般			%	%	%	
職員	査定3 (平均	え給分(勤勉相当) )	37.3	38.1	37.7	
			%	%	%	
		最高~最低	38.1~36.3	100~31.6	69.2~33.9	

病院看護師

//////////////////////////////////////						
	区分			冬季(12月)	計	
	/th	+ ^^ // (#11-1-1-1-1//)	%	%	%	
	一年	支給分(期末相当)	53.4	57.5	55.4	
管理			%	%	%	
職員	査定支 (平均	え給分(勤勉相当) )	46.6	42.5	44.6	
			%	%	%	
		最高~最低	46.8~45.0	42.7~40.9	44.7~43.0	
	44-	士%八(##士+#1)/)	%	%	%	
	一律	支給分(期末相当)	62.0	66.8	64.4	
一般			%	%	%	
職員	查定支給分(勤勉相当) (平均)		38.0	33.2	35.6	
			%	%	%	
		最高~最低	40.9~35.8	33.8~31.3	36.8~33.4	

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職 員/医療職員(病院医師)/医療職員(病院看護師))

# 事務•技術職員

対国家公務員(行政職(一)) 99.2 対他法人(事務・技術職員) 94.0

### 研究職

対国家公務員(研究職) 108.0 対他法人(研究職) 108.3

病院医師

対国家公務員(医療職(一))

120.2

病院看護師

対国家公務員(医療職(三))

103.6

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務·技術職員	_				
項目	内容				
	対国家公務	員 99.2			
指数の状況		参考	地域勘案 学歴勘案 地域•学歴勘案	105.3 100.3 105.9	
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	国家公務員 る。	員より低い水		が行われているものと認められ	
給与水準の適切性の 検証	(国からの財 【検証結果】 当法人の事 は、国の一般 結果、国家と いると考えて 【累積欠損額	総額に占め、 政支出額: 務職員の基 股職給与法に 公務員の給いる。	5国からの財政支出の 34.6億円、支出予算の 本給及び諸手当の制度 ででいるところであ		
講ずる措置			適用の国家公務員給 勘案し、適切に対応し、	与、民間企業の従業員の給 ていく。	
w - 11 - + -	①管理職の	割合(H23.4	.1現在)	36.36%	
その他の事項	②大卒以上	~ + **		50.00%	

# ○研究職員

○ 研究職員 項目	内容			
7.1	対国家公務	員 108.0	1.44	
   指数の状況	<b>对国</b> 条本场。	頁 100.0	地域勘案	112.2
1日数の仏代		参考	学歴勘案	106.6
	O+************************************	)	地域·学歷勘案	112.2
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	必要性務のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のででででする。 ・のでででする。 ・のでででする。 ・のでででする。 ・のでいる。 ・ので、 ・のでで、 ・ので	り、が。職すっ 研究 ででである。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 。	の年棒制を採用して者について、業績 こおいては、地域を こおいては、地域を を発する仕組みとが 究職に対して支給 でもなお、、国家も鑑い でもなることにこっい は職等様々な職種 はお、ラスパイレス	責手当を増額できる仕組みを導入 手当の支給割合が10/100未満の よっているが、当センターにおいて 対象となっていること。(任期付職 務員より高い水準であることから、 み、国民の皆様に納得していただ いて十分検討していただききた 重があることを踏まえて、評価・検証 指数を用いて、法人の職員と国家 には、その算出方法について、より
給与水準の適切性の 検証	(国からの財 【検証結果】 - 【累積欠損額	総額に占める 政支出額	る国からの財政支出	出の割合 34.7% 予算の総額 99.7億円)
講ずる措置	年度とほぼ同とが見込まれ 員の給与、当 業運営に与っ ては引き続き 計する。	司様に、年齢 いるが、国家な 当法人の研究 える影響等を き削減を進め	勘案108.0、年齢 公務員の研究職員 ご職員確保の状況 総合的に考慮した ていくとともに、適	は、現状で推移した場合、平成22 冷・地域・学歴勘案112.2となるこ の給与、民間医療機関の研究職 や確保できない場合に法人の事 と上で、効率化できる部分につい 切な給与水準の確保について検
	①管理職の	割合(H23.4.	1現在)	100.00%
その他の事項	②大卒以上	の高学歴者の	の割合	100.00%

指数の状況	地方の手当	参考	地域勘案	119.0
指数の状況	①国の病院 地方の手当	参考	地域勘案	119 N
	地方の手当		学歴勘案 地域·学歴勘案	120.2 119.0
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	級し②績③別 支給こ以養」 一院る運の必費保 を以額 を以籍 を以籍 を以籍 を以て を以額 をの上 を受状な を と を と を と を と を と を と を と を と と と と	額師合の額の準の保おの金等付公的手が、医で医じ、一様はい給がをを務めるに、て与ケ人慮のの性が、基度も大人慮のとのでは、大きなのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	一名初任給調整手当によくなる制度となっており、 導入しているところであ に該当することから、 国本を導入して、勤務成 はみを導入していおける において、大助ることがら、 を業にいたは、病院はおける の方における の方における の方にないると にもいては、特にのかい。 ないては、特にのかい。 ないては、なり適正なかい。 ないていることにも鑑み、 にいたい。なお、ラスバ にもらいたい。なお、ラスバ にも方がするに	おいては、医師確保が困難が 当センターにおいてもほぼいるが、当センターの地域手 の病院医師の手当額より増 は積が良好な医師について、 。 管理職として、国の俸給の特
給与水準の適切性の検証	(国旅の業之遇反る 国検師の、なさ、善ない。 を対している。 は、というでは、というでは、というでは、一人では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	総政 は営かの給か 設水を師底年は関 人との給か とは 生年経度) 日本 といいのといいのといいのといいのといいのといいのといいのといいのといいのといい	の国からの財政支出の 34.6億円、支出予算の主たる事業の1つでは、診療セグメントの事項であり、全国的な関係が法人の運営上の重算上の重けたとして、年棒制の導力を表すないるものであり、通り病院給与が示す資料は立ちにが何える。 「均給与額 14,936千円能調査結果(平成21年間の技術といるものであり、通り指別の場合であり、通りにはいるものであり、通りにはいるとが何える。」といることが何える。	の総額 99.7億円) ある、医療の提供に不可欠で全収益の9割以上を占める民態のでは、計算を踏まままでである。とのでは、一般であると考えている。 入、業績手当への勤務成績のな対応であると考えていなが、とおりであり、当センているが、医療法人と比較しているが、医療法人と比較し
講ずる措置	年度とほぼ同とが見込まれ 師の給与、当 業運営に与	司様に、年間 いるが、国家 当法人の病 える影響等	給勘案120.2、年齢・共 公務員の病院医師の約 院医師確保の状況や確 を総合的に考慮した上	見状で推移した場合、平成2 地域・学歴勘案119.0となる 合与、民間医療機関の病院 崔保できない場合に法人の事 で、効率化できる部分について 総与水準の確保について
その他の事項	①管理職の	割合(H23.	4.1現在)	65.85%

# ○病院看護師

○ <u>病院看護師</u> 項目	内容				
784	불민숙시장	트 100 C	1.1/1		
指数の状況	対国家公務	員 103.6 参考	地域勘案 学歴勘案	103.8 103.1	
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	状況を鑑み、 看護の確 「主地域費」を を が、 で が、 で で で で で で で で で で で の で で る 。 の で う る 。 の で う る ら の に り る と る と り る と る と る と る と る と る と る と	、 専門看護させ ・保を優結果と を受が変に を変がのの ・でを発しますが ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・でいる ・でい	当、看護師初任給調けたこと。  てもなお、国家公務員 ないることにも鑑み、 、準の見直しについて 能職等様々な職種がる はお、ラスパイレス指数 でするに当たっては、 さるような工夫が必要で	102.6 呆が非常に困難となっている 整手当を創設することにより、 はり高い水準であることから、 国民の皆様に納得していただ 十分検討していただききた あることを踏まえて、評価・検証 を用いて、法人の職員と国家 、その算出方法について、より があると考える。	
給与水準の適切性の 検証	(国大学の 国からの 大学で 医踏い 整めまま で とい で とい で とい の は に に に に に に に に に に に に に	総政 保経か看す 設対置でし護医年の名 は営いでは、上を師の間をでは、上を師のでは、上を師のでは、上をののでは、上をのには、といるでは、一様では、上をのには、一様では、一様では、一様では、一様では、一様では、一様では、一様では、一様で	5国からの財政支出の 34.6億円、支出予算の いても、診療セグメントの の事項であり、全国的が 男改善が法人の運営」 ・であり、金国の対 ・であり、全国的が として、など、「 ・できる。 に対している。 に対したい。 に対したい。 にがし、 に	の総額 99.7億円) である、医療の提供に不可欠の全収益の9割以上を占めるな看護師確保が厳しい情勢を 上の重要課題の一つとなって 専門手当・看護師初任給調 暫次改善を進めているもので 次のとおりであり、公立、医療 看護師の平均給与額は、中	
	累積欠損額 【検証結果】		<sup>工</sup> 成21年度決算)		
講ずる措置	年度とほぼ际とが見込まれ 給与、3と を を を を を した と を を した と を と を と る を と る を と る を と る を と る を と る と と と と	司様に、年齢1るが、国家なんの看護師の そのの表護師の いので、というでは、 で、効率化では のおりない。 の給与及び ものに、 のおりない。 のおりない。 のおりない。 で、かい。 のおりない。 で、かい。 のおりない。 のおりない。 のおりない。 のおりない。 のおりない。 のいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	勘案103.6、年齢・地 公務員の看護師の給与 健保の状況や確保でき 後の従業員の給与及び きる部分については引 と保について検討する。 業務の実績などを考慮 度公表)までに対国家	記状で推移した場合、平成22 地域・学歴勘案102.6となるこ 等、民間医療機関の看護師の ない場合に法人の事業運営 が業務の実績などを総合的に き続き削減を進めていくととも また、人事院勧告、民間企 に適切に対応することにより 公務員指数が地域・学歴勘案	
その他の事項		割合(H23.4. の高学歴者の		15.15% 14.39%	

○支出総額(22決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合

38.73%

支出総額 7,624,608,333円 給与·報酬等支給総額 2,953,519,997円

○管理職割合の改善の取組状況

独立行政法人化に伴い、組織改編や併任発令等により適正配置を行っている。

区分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増	△減	中期目標期間開 成22年度)からの	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	2,953,520	2,866,398	87,122	(3.0)	- (	)
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(E	164,375	237,875	△ 73,500	(△30.9)	- (	)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(0	402,597	211,188	191,409	(90.6)	- (	)
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
([	309,139	562,540	△ 253,401	(△45.0)	- (	)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+E	3,829,631	, ,	△ 48,370	$(\triangle 1.2)$	- (	)

※21年度は国の基準による決算数値

# 総人件費について参考となる事項

- ①人件費の主な増減要因
  - ○給与、報酬等支給額の主な増減要因
    - ・ 技能職の退職後の不補充(△6.6百万円)
    - ・ 非効率的病棟・部門の整理・集約の削減等(△25.2百万円)
    - 独法移行時の給与カーブの変更・調整額の廃止(△41.4百万円)
    - ・ 安全かつ良質な医療に向けた看護師確保対策(+6.3百万円)
    - ・ 優秀な研究職等の人材の確保対策(+140.8百万円)
    - ・ 独法移行による組織体制見直しによる部門強化(+40.1百万円)
  - ○最広義人件費の主な増減要因
    - ・ 職員の退職者数の減少によるもの
  - ・ 非常勤研究員及びその補助者などの非常勤職員の増によるもの
  - ・ 福利厚生費の減によるもの
- ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況i)中期目標(抜粋)

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとすること。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

#### ii)中期計画(抜粋)

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,866,398	2,953,520
人件費削減率 (%)	-	3.0
人件費削減率(補正値) (%)	-	4.5

注1:「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分(平成22年度△1.5%)を除いた削減率である。

#### 【国立長寿医療研究センターにおける総人件費改革に係る状況】

- 国立長寿医療研究センターの総人件費は平成22年度29.5億円となっており、平成21年度 比で3.0%(補正値4.5%)増となっている。
- 今般の人件費の増加は、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※1)など、国立長寿医療研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。

(※1:認知症に係る治験の推進、救急体制の強化、麻酔科医等の確保による診療体制強化等)

○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、平均在院日数のできる限りの短縮化や医師の適切な配置等により病院収支の赤字幅の縮減に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。平成23年4月の認知症に係る研究基盤の強化(「認知症先進医療開発センター」の拡充)等を最大限に活用して治験・臨床研究の数の増加に努め、研究成果等について国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立長寿医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。

#### 【主務大臣の検証結果】

平成22年度の総人件費については、平成21年度比3.0%(補正値4.5%)

増となっているが、これは、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したもの等と認識している。

なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、認知症の早期診断法 や新規治療薬の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において 医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様に納得いただけるよう十分な説明責 任を果たしていただきたい。

また、国立長寿医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。

IV 法人が必要と認める事項 特になし。